

携帯電話分野に関する意見交換会

事務局参考資料

目次

1. 第二種指定電気通信設備(移動系)の接続料制度の概要 …… 1
2. 接続協定と卸契約のデータ接続機能の接続料 …… 5
3. 接続料(接続協定)の推移 …… 6
4. 第二種指定電気通信設備(移動系)の接続料(接続協定)の算定 …… 8
5. 第二種指定電気通信設備(移動系)の接続料支払いのイメージ …… 9
6. 第二種指定電気通信設備(移動系)の接続料(接続協定)制度改正の経緯 …… 10
7. 周波数割当てにおける過去の比較審査項目と配点 …… 12
8. 参考条文集 …… 13

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料制度の概要①

【接続料制度の概要】

○ MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する接続協定と、MVNOがMNOから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務の提供をする卸契約の2つの契約方法があり、MVNOはどちらも選択可能である。

【接続協定における接続料制度の概要】

○ 第二種指定電気通信設備の指定要件は、業務区域ごとに10%超の端末シェアを占める伝送路設備を有することであり、現在のところ、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及び沖縄セルラーが告示により指定されている。

○ 接続料とは、MVNOがMNOと接続して利用者にサービスを提供する場合、MNOが接続に関し取得すべき金額等のことである。

○ 接続料制度については、電波の有限希少性により新規参入が困難な寡占的な市場において、相対的に多数のシェアを占める者が有する接続協議における強い交渉力が存在するため、その公平性・透明性、接続の迅速化等を担保する観点から設けられたもの。

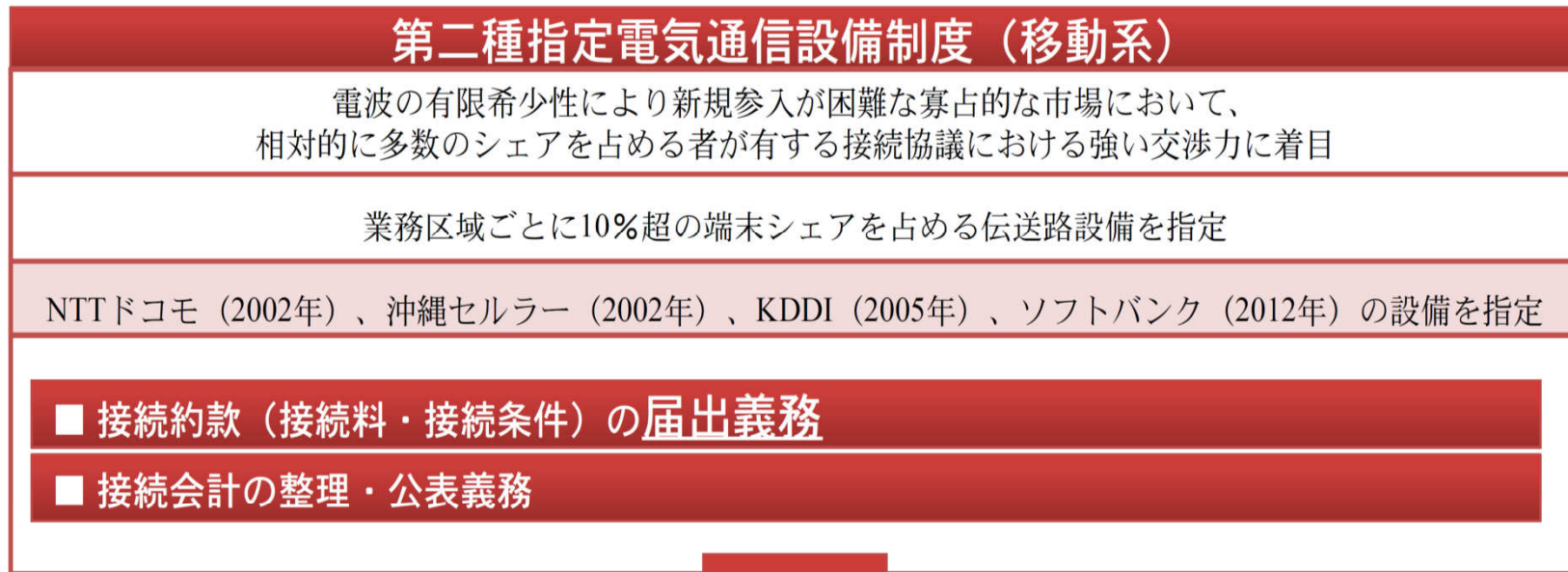
○ 接続料の金額等について、MNOは、総務大臣への接続約款の届出義務（電気通信事業法34条2項）や公表義務（電気通信事業法34条5項）があり、接続料の算出の根拠については、MNOから総務大臣への提出義務がある（電気通信事業法34条2項、電気通信事業法施行規則23条の9の3）。

○ 接続料は、電気通信事業法において「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を算定するもの」と規定されており（電気通信事業法第34条3項2号）、その算出方法は総務省令で規定（二種接続料規則5条～16条）されている。

○ 接続料の原価及び利潤の算定期間は1年（二種接続料規則6条3項）。ある算定期間の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該算定期間の翌年度末である。接続料の急激な変動があると認められる場合、算定期間の期首まで遡及する精算を行う当年度精算を行うこととなっており、最終的な精算には、当該接続協定の年度を算定期間とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該算定期間の前々算定期間の実績値に基づく接続料を用いることとなる。

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料制度の概要②

【接続協定における接続料制度の概要】



算定・検証の仕組み

算 定

適正原価＋適正利潤を超えない額
(電気通信事業法第34条第3項第2号)

接続料の算定方法
(第二種指定電気通信設備接続料規則)

接
続
料

検 証

算定根拠の総務大臣への提出
(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)

総務大臣による接続約款変更命令
(電気通信事業法第34条第3項)

(出所) 総務省 モバイル市場の公正競争促進に関する検討会（第4回）配布資料

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料制度の概要③

【接続協定と卸契約に共通する主な制度】

- 電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（電気通信事業法 6 条）
- 認定電気通信事業者については、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んでは
ならない（電気通信事業法 121 条）。
- 裁定制度（電気通信事業法 35 条（39 条で卸契約について準用））、電気通信紛争処理委員会によるあっせん
（電気通信事業法 154 条（156 条で卸契約について準用））・仲裁（電気通信事業法 155 条（156 条で卸契約
について準用））などの紛争処理手続を利用することが可能。
- 電気通信事業者の以下のような行為等は総務大臣による業務改善命令の対象（電気通信事業法 29 条）
 - ・ 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つており、
 - ・ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害している
とき。
 - ・ 電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱い
を行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つており、ことにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に
支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。
 - ・ 電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障
が生ずるおそれがあるとき。

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料制度の概要④

【接続協定と卸契約で異なる主な制度】

- 接続協定の接続料については、電気通信事業法で接続約款の届出義務、接続応諾義務、接続料の算定方法等の各種規制が定められている。一方、卸契約料金や提供条件については、接続協定のような約款規制はなく、MNOとMVNOとの間の自由な個別交渉により相対契約を行うことが可能である。
- 接続協定と卸契約の主な相違点については下表のとおり。

	接続協定	卸契約
請求応諾義務	接続応諾義務あり(電気通信事業法32条)	役務提供義務あり(電気通信事業法121条)
料金単位	最低限のものを総務省令で規定(二種接続料規則4条)	事業者間協議で決定
料金・条件	総務大臣に届け出た接続約款に基づき協定を締結することが必要(電気通信事業法34条4項) 接続料は、能率的な経営の下における適正原価に適正利潤を加えた額を超えない額(電気通信事業法34条3項2号) 接続料の算定方法は、二種接続料規則で規定	事業者間協議で決定
届出	接続約款の事前届出義務(電気通信事業法34条2項) 総務大臣は、届出に関して作成し、又は取得した情報を整理・公表(電気通信事業法39条の2)	第二種指定電気通信設備の事業者は、卸役務提供の業務について、役務提供開始時に事後届出義務(電気通信事業法38条の2) 総務大臣は、届出に関して作成し、又は取得した情報を整理・公表(電気通信事業法39条の2)
料金の検証の仕組み	接続料の算定根拠の総務大臣への届出(電気通信事業法施行規則23条の9の3) 総務大臣による接続約款変更命令(電気通信事業法34条3項)	総務省による業務改善命令(電気通信事業法29条)

接続協定と卸契約のデータ接続機能の接続料

【データ接続機能の接続料】

- 各MNOのHPで公開されている接続約款と卸標準プランによれば、接続協定と卸契約との間で料金に差はない。
- MVNOが利用するデータ接続機能では、ほとんどのMVNOが卸契約で当該機能を利用している。
- 総務省による卸契約の検証結果では、総務省に届出のあった卸電気通信役務の業務のうち、帯域幅課金型のデータ通信料金は、接続約款に規定されるデータ接続料と同額となっているとされる。

	接続協定(接続約款で示されている接続料)	卸契約(卸標準プランで示されている料金)
NTTドコモ	55万2,075円	55万2,075円
KDDI	76万5,638円	76万5,638円
ソフトバンク	77万3,519円	77万3,519円

※L2接続, 10Mbps当たりの料金

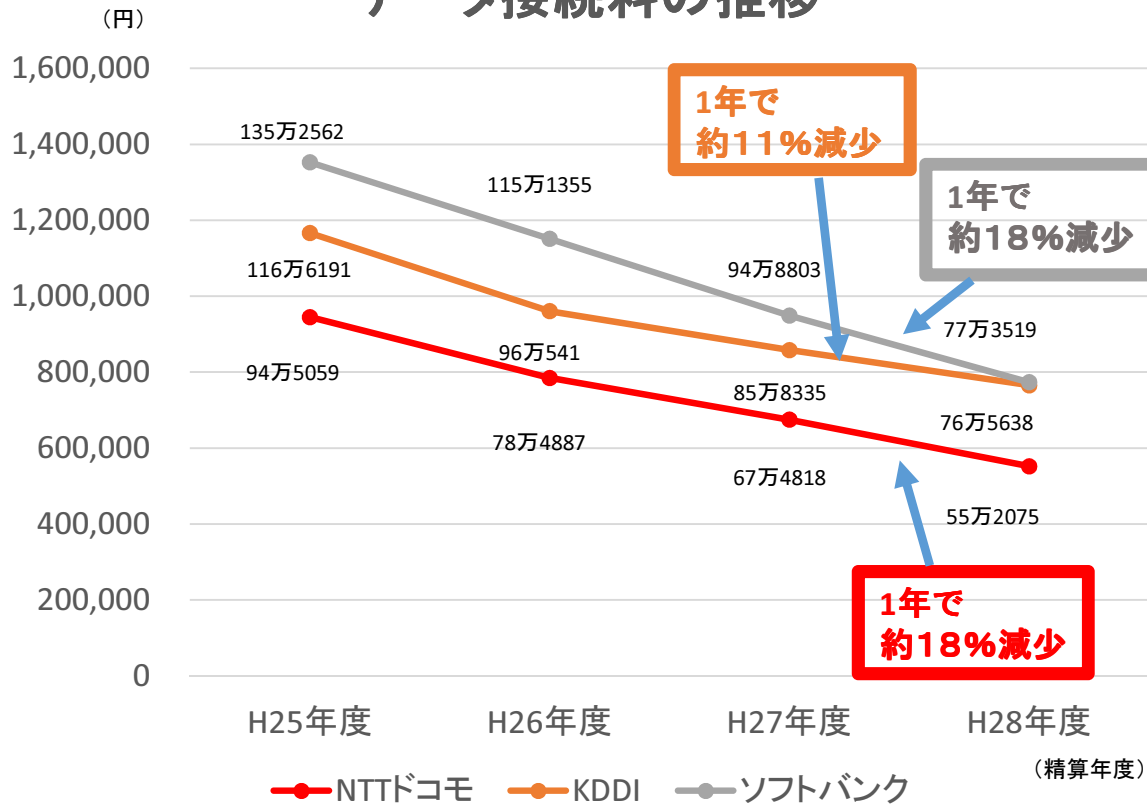
(出所) 各MNOのHPを基に作成

接続料(接続協定)の推移①

【データ接続料と平均トラフィックの推移】

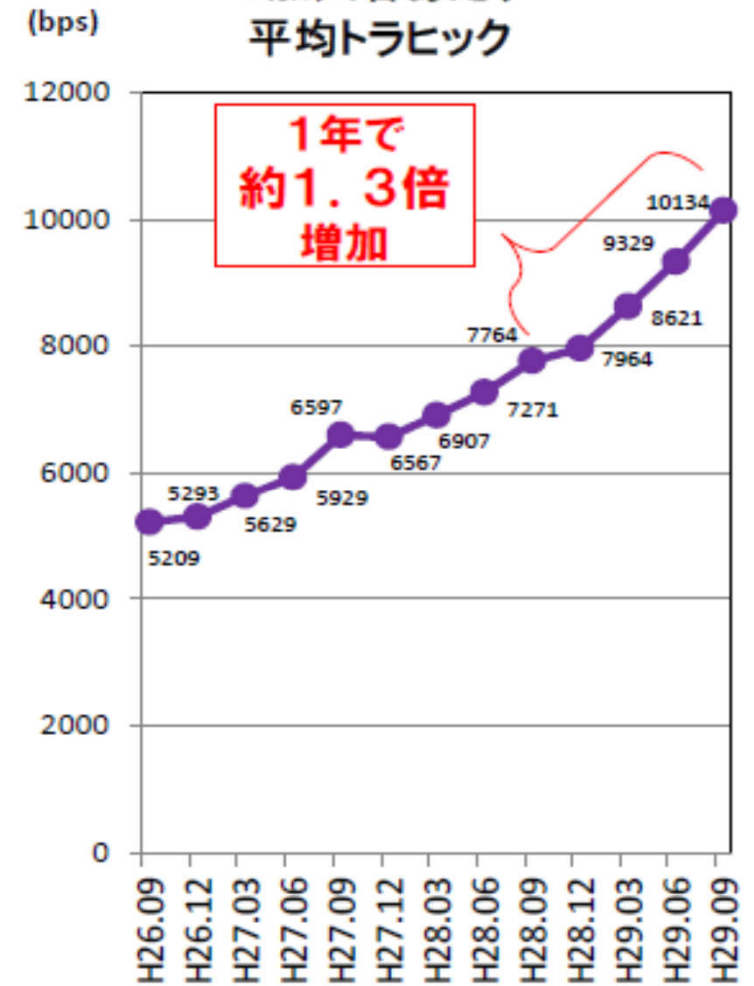
○ 接続料は減少が続いているが、トラフィック量は増加が続いている。

データ接続料の推移



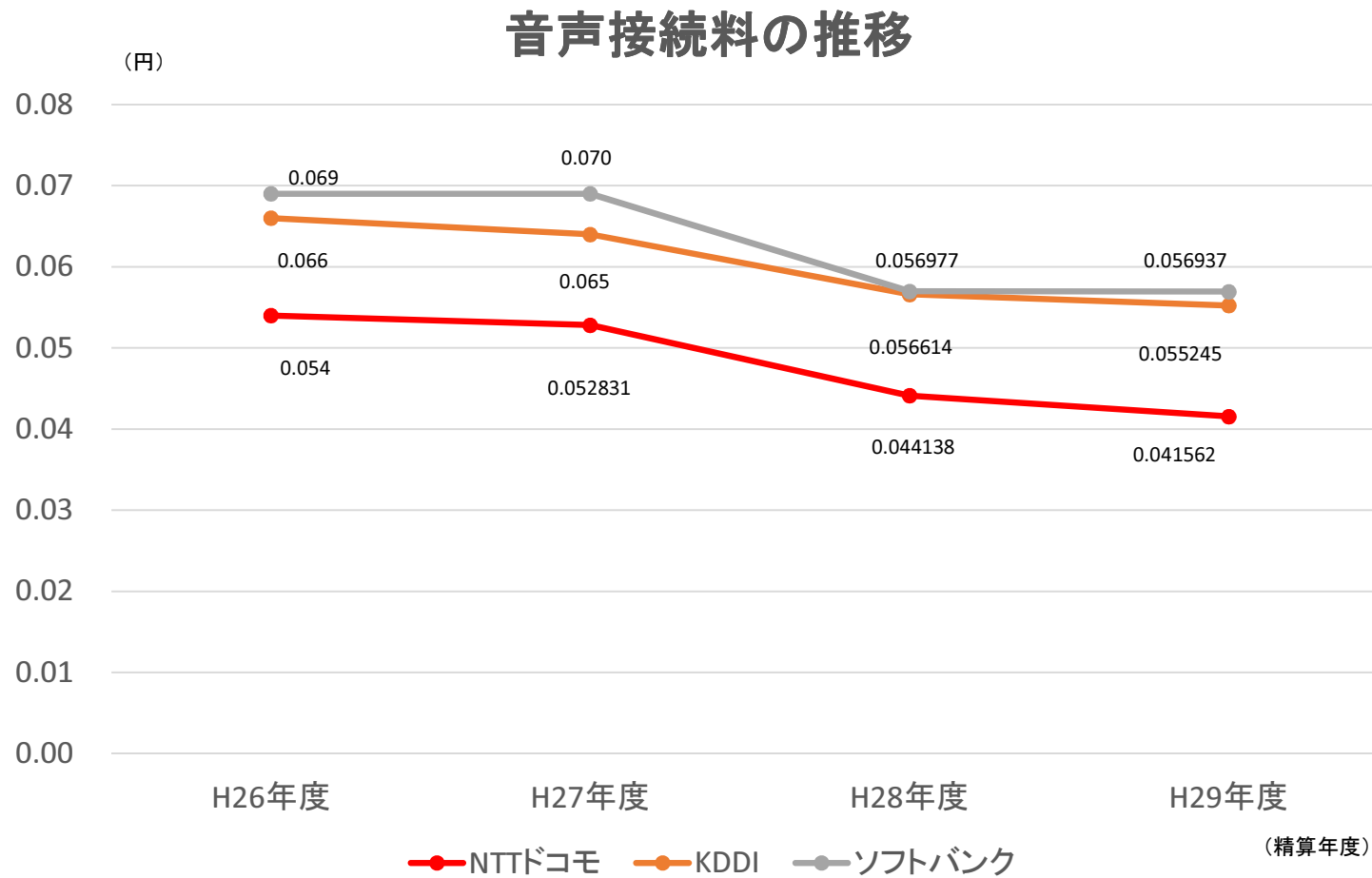
(注) L2 接続, 10Mbps当たりの料金

1加入者あたり 平均トラフィック



(出所) 総務省 情報通信統計データベース
「移動通信トラフィックの推移 (過去3年間)」

接続料(接続協定)の推移②



(注) 区域内外の区別がある場合は区域内、一秒当たりの料金。

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料（接続協定）の算定

アンバンドル機能

以下の4機能について、接続約款への記載、料金設定が義務づけられている。

①音声伝送交換機能

②データ伝送交換機能

③MNP転送機能

④SMS伝送交換機能

接続料設定の原則

● 接続料の上限を規定

電気通信事業法において、適正原価＋適正利潤を接続料の上限として規定。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

● 接続料の算定方法を規定

二種接続料規則において、適正な原価、適正な利潤、需要の考え方を規定。

$$\text{適正な利潤} = \text{他人資本費用} + \text{自己資本費用} + \text{利益対応税}$$

● 総務大臣に提出する算定根拠の様式を規定

電気通信事業法施行規則において、接続料算定の適正性を検証するための算定根拠様式を規定。

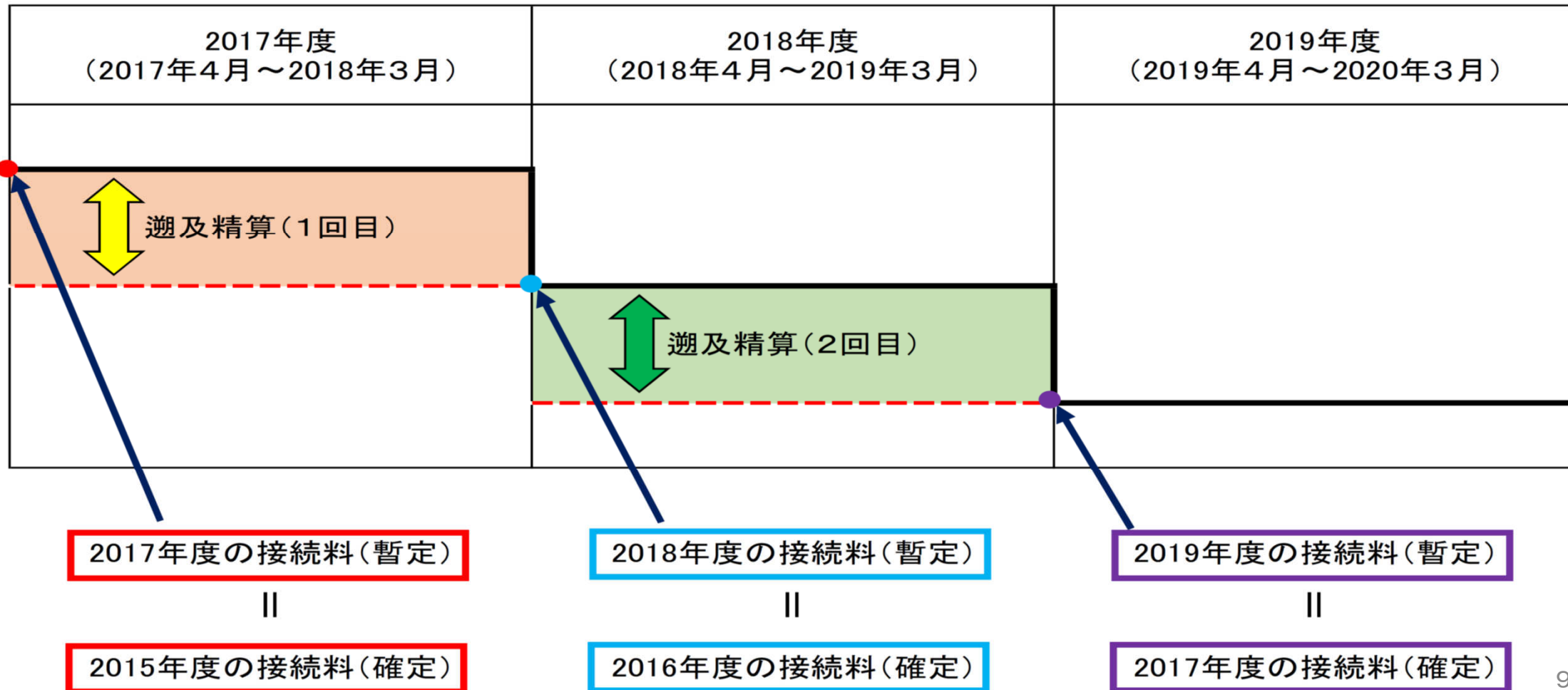
(出所) 総務省 モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 (第6回) 配布資料

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料支払いのイメージ

【第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料支払い】

- ある年度の接続料は、通信量等の実績に応じて決まるが、それが確定するのは2年後になる。
- そのため、ある年度に支払う接続料は、前々年度の実績値に基づく、暫定的な接続料となる。
- ある年度の翌年度に接続料の変更がある場合は、その差額について、遡及清算を行う。
- 接続料の急激な変動があると認められる場合、暫定的な接続料と通信量等の実績が確定した接続料の差額についても遡及清算を行う。この場合、暫定的な接続料については、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や前々年度の実績値に基づく接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ、MNOにより、一部の支払いを猶予される場合がある。

<接続料の急激な変動があると認められる場合>



第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料（接続協定）制度改正の経緯①

平成13年	<p>電気通信事業法改正により第二種指定電気通信設備制度導入</p> <p>※接続料の算定ルールなし，算定方法は，能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えない額を設定するとの電気通信事業法の規定の下，各事業者の自主的な判断によっていた</p>
平成21年～23年	<p>情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」</p> <p>→二種指定ガイドライン策定（平成22年3月）</p> <p>※アンバンドル機能（接続料を設定すべき機能）や接続料の算定方法等に係る考え方の明確化，接続料の算定根拠の総務省への提出</p> <p>二種接続会計規則制定（平成23年3月）</p>
平成25年～26年	<p>モバイル接続料算定に係る研究会報告書</p> <p>→二種指定ガイドライン改正（平成25年8月）</p> <p>※算定方法に係る標準的な考え方を示し，合理的な説明なく考え方から乖離した算定方法を採用した場合に業務改善命令の対象となる可能性があることを示す</p> <p>→二種指定ガイドライン再改正（平成26年3月）</p> <p>※接続料の急激な変動があると判断される場合の当年度精算を規定</p>
平成27年～28年	<p>電気通信事業法改正（施行は平成28年5月）</p> <p>→アンバンドル機能（接続料を設定すべき機能）や接続料の算定方法等を制度化</p> <p>→電気通信事業法施行規則改正（平成28年3月）</p> <p>※接続料の算定根拠の総務省への提出</p> <p>→二種接続料規則策定（平成28年3月）</p> <p>※アンバンドル機能（接続料を設定すべき機能）や接続料の算定方法の制度化</p> <p>→二種指定ガイドライン廃止（平成28年5月）</p> <p>※同ガイドラインの内容はMVNOガイドラインに移る</p>
平成28年～29年	<p>ICTサービス安心・安全研究会 モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合取りまとめ</p> <p>→二種接続料規則改正（平成29年2月）</p> <p>※従来，具体的な算定方法が事業者の裁量が大きかった接続料の自己資本利益率の算定に用いられるβの算定方法を告示で規定</p> <p>期待自己資本利益率＝リスクの低い金融商品の平均金利＋β×（主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利）</p>

第二種指定電気通信設備（移動系）の接続料（接続協定）制度改正の経緯②

平成29年	<p>電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（平成28年度）に基づく調査結果を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none">○電気通信事業法施行規則改正 →接続約款記載事項に標準的な役務利用管理システムの機能及び料金、SIMカードの種類ごとの機能等を追加○二種接続料規則改正 →データ伝送交換機能の区分を設け、回線管理機能やSIMカードの提供に係る算定方法を明確化○二種情報開示告示改正 →網改造料の見込み額に関する情報、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報等を追加○MVNOガイドライン改正 →上記各種改正を反映
平成30年（3月）	<p>総務省がKDDI及びソフトバンクに対して、第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについて、適正に反映される方法によるよう要請</p>
平成30年（4月）	<p>モバイル市場の公正競争促進に関する検討会報告書</p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省からMNOに要請が行われた（「第二種指定電気通信設備に関する接続料におけるBWAに係る原価及び需要の扱いについてのKDDI株式会社及びソフトバンク株式会社に対する要請」（平成30年（2018）3月22日））ところであり、これに従った運用が行われる必要がある。○ 接続料については、これを支払う事業者に対して、その算定根拠について透明性を確保することが重要である。（平成29年9月の接続料の原価や需要等に関する情報開示を求める省令・告示の改正後の）制度の運用状況等について検証を行い、必要に応じた見直しを行っていくことが重要である。○ 接続料の当年度精算を行うかどうかについては、その予見性の確保のため、実施基準の明確化が重要であり、これに向けた検討を総務省で行う必要がある。

周波数割当てにおける過去の比較審査項目と配点

- ・携帯電話用周波数については、割当の都度、開設指針等において、審査項目や配点を策定し、公表。
- ・ N = 申請者数。単に「N-1点」としているものは、申請者間の総当たりにより評価。

1.7GHz (2018)		3.4GHz (2018)		3.5GHz (2014)		700MHz (2012)		900MHz (2012)	
周波数ひっ迫度／ 新規事業者	N点 (※1)	周波数ひっ迫度／ 新規事業者	N点 (※1)	周波数ひっ迫度／ 新規事業者	N-1点 (※1)	③周波数ひっ迫度	N/2点	③周波数ひっ迫度	N/2点
						③割当対象周波数帯の 保有	N/2点	③割当対象周波数帯の 保有	N/2点
人口カバー率(※2)	N-1点	人口カバー率(※2)	N-1点	人口カバー率(※2)	N-1点	②人口カバー率(※2)	N-1点	②人口カバー率(※2)	N-1点
安全・信頼性確保	N-1点	安全・信頼性確保	N-1点	安全・信頼性確保	N-1点				
MVNO促進	N-1点	MVNO促進	N-1点	MVNO促進	N-1点	③MVNO促進	N点 (※6)	③MVNO促進	N点 (※6)
終了促進措置負担額 (上限：2,110億円)	N-1点	終了促進措置負担額 (上限：620億円)	N-1点			①終了促進措置負担額 (上限：1,500億円)	N-1点	①終了促進措置負担額 (上限：2,100億円)	N-1点
終了促進措置の 円滑な実施	N-1点	終了促進措置の 円滑な実施	N-1点			③終了促進措置の 円滑な実施	N点 (※6)	③終了促進措置の 円滑な実施	N点 (※6)
不感地域対策	N-1点								
		高トラヒック地域の 高度特定基地局数 (※3)	N-1点	高トラヒック地域の 高度特定基地局数 (※3)	N-1点				
				屋内基地局開設 の計画	N-1点				
割当済周波数による 人口カバー率(※2)	N-1点	割当済周波数による 人口カバー率(※2)	N-1点	割当済周波数による 人口カバー率(※2)	N-1点				
		割当済周波数等による 不感地域解消人数 (※4)	N-1点	割当済周波数等による 不感地域解消人数 (※4)	N-1点				
割当済周波数等による 面積カバー率 (※5)	N-1点	割当済周波数等による 面積カバー率 (※5)	N-1点	割当済周波数等による 面積カバー率 (※5)	N-1点				

※1 該当する場合に加点。

※2 5%単位で評価

※3 1,000局単位で評価。なお、高トラヒック地域：都心部、名古屋・大阪の中心部等。高度特定基地局：1Gbpsを実現可能な特定基地局。

※4 100人単位で評価

※5 1%単位で評価

※6 「計画を有すること」で1点を加点、加えて、総当たりで評価(N-1点)。

【電気通信事業法】

(目的)

第一条 この法律は、電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする。

(利用の公平)

第六条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

【電気通信事業法】

(業務改善命令)

第二十九条 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、電気通信事業者に対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき。

二 電気通信事業者が特定の者に対し不当な差別的取扱いを行つているとき。

三 電気通信事業者が重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき。

四 電気通信事業者が提供する電気通信役務(基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務(保障契約約款に定める料金その他の提供条件により提供されるものに限る。))を除く。次号から第七号までにおいて同じ。)に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

五 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき。

六 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件(料金を除く。次号において同じ。)において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき。

七 電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき。

八 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき。

九 電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していないため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十 電気通信事業者が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務(電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。)の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他これらの業務に関し不当な運営を行つていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十一 電気通信回線設備を設置することなく電気通信役務を提供する電気通信事業の経営によりこれと電気通信役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する電気通信事業の当該需要に係る電気通信回線設備の保持が経営上困難となるため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき。

十二 前各号に掲げるもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき。

【電気通信事業法】

(第二種指定電気通信設備との接続)

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第二種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項(第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及びこれとその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項

ニ 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別

ホ イからニまでに掲げるもののほか、第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

【電気通信事業法施行規則】

(第二種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の届出)

第二十三条の九の三 法第三十四条第二項の規定により、接続約款を定め、又は変更しようとする者は、その実施の日の七日前までに、様式第十七の四の届出書に、次に掲げる事項を記載した接続約款(変更の届出の場合は、接続約款の新旧対照)並びに様式第十七の四の二から第十七の四の七まで及び総務大臣が別に告示する様式の接続料(第二種指定電気通信設備との接続に関し当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額をいう。以下この条において同じ。)の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を添えて提出しなければならない。この場合において、当該書類に掲記される科目その他の事項の金額及び数値は、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り、端数処理を行つて表示することができる。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所

二 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する際の、前号に定める箇所における技術的条件

三 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額(第二種指定電気通信設備との接続に関し、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(次号、次条第二号及び第二十三条の九の五第一項において「他事業者」という。)の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するものにあつては、その公正妥当な算定方法(案分方法を含む。))

四 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者の責任に関する事項

五 第二十三条の九の五第一項各号に掲げる事項

(第二種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な事項)

第二十三条の九の五 法第三十四条第三項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 他事業者が接続の請求等を行う場合における次の事項

イ 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続であつて次に掲げる事項を含むもの

(1) 他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続

(略)

2 前項第一号イ(1)の情報の開示に関する事項については、総務大臣が別に告示するところによるものとする。

【二種情報開示告示】

第二条 施行規則第二十三条の九の五第一項第一号イ(1)に規定する情報は、次のとおりとする。

一 接続協議等に関する情報

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第二種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務のカバーエリア

三 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、第二種指定電気通信設備に電気通信設備を接続する他の電気通信事業者(以下「他事業者」という。)による電気通信役務(第二種指定電気通信設備と接続する当該他事業者の電気通信設備を用いて提供されるものに限る。第五号において同じ。)の提供に用いられる、役務利用管理システム(施行規則第二十三条の九の五第一項第三号に規定する役務利用管理システムをいう。以下同じ。)に関する情報

四 ふくそう、事故等により当該電気通信事業者の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報

五 当該電気通信事業者が提供する、他事業者による電気通信役務に用いられる、役務利用管理システム又はSIMカードの機能その他の提供条件の追加又は変更に関する情報

六 第二種指定電気通信設備接続料規則(平成二十八年総務省令第三十一号。以下「接続料規則」という。)第四条第一項各号に掲げる機能の接続に当たって利用する必要のある機能に係る取得すべき金額であって、第二種指定電気通信設備との接続に関し、他事業者の請求に応じ個別に開発する機能に係るもの又は機能の開発に要した費用を当該機能を利用する他事業者の数等で案分することにより変動するもの見込みの額に関する情報

七 特定移動端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報

八 接続料規則第四条第一項各号に掲げる機能の接続料について、原価(接続料規則第六条第一項に規定する原価をいう。以下この号において同じ。)に利潤(接続料規則第六条第二項に規定する利潤をいう。以下この号において同じ。)を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要(接続料規則第十一条第一項に規定する需要をいう。)の対前算定期間比に関する情報

【二種接続料規則】

(接続料の原価及び利潤)

第六条 接続料の原価は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。

2 接続料の利潤は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る第八条から第十条までの規定に基づき計算される他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額とする。この場合において、算定に用いる資産の額は、当該機能に係る接続料の利潤の算定期間に係る貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものをを用いるものとする。

3 **接続料の原価及び利潤の算定期間は、一年とする。**

(接続料設定の原則)

第十一条 接続料は、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の原価及び利潤の合計額を当該接続料の原価及び利潤の算定期間に係る需要で除すことにより定めなければならない。

2 前項の需要は、当該接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値とする。

3 接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。

4 接続料の水準は、当該接続料が事業者と他事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとなるように設定するものとする。

第五章 接続料の計算等

第十六条 **事業者は、法第三十四条第六項の規定により毎事業年度の会計を整理したときに、その結果等及び通信量等の実績値に基づき接続料を計算するものとする。**

2 事業者は、前項の規定に基づき接続料を計算し、その結果に基づき接続料を変更したときは、第四条第一項各号に掲げる機能ごとに、当該機能に係る接続料の算定に用いた原価及び利潤が当該接続料の原価及び利潤の算定期間より前であるものにより定めた接続料の変更前後の差額に当該機能に対する需要の実績値を乗じて得た金額を、当該算定期間の翌年度の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。ただし、当該機能に係る接続料の急激な変動があると認められる場合にあっては、当該金額を、当該算定期間の期首まで遡及して、他事業者と精算するものとする。